

日時：平成25年2月19日（火）14:00～16:00

場所：北海道庁7階 農政部第1中会議室

○開会（忠津主幹）

定刻となりましたので、ただ今から平成24年度第2回道産食品独自認証制度運営委員会を開催いたします。初めに、本日、出席予定の当課課長については、急遽議会对応のため欠席させていただきますことをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、清水委員長からご挨拶をお願いいたします。

○挨拶（清水委員長）

委員の皆様、認証機関等の皆様におかれましては、年度末のお忙しい時期にもかかわらず出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

本年度第2回目の委員会になりますが、今回は本制度の開始から10年経つということで、事務局で調査したことに基つきまして、皆様の忌憚のないご意見を伺いながら会議を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

一般的なことで言いますと、札幌は雪が多く、また、ロシアでは宇宙レベルの事象が起こるなど大変です。食について考えてみますと、札幌ではO157による食中毒事件も発生しましたが、「きらりっぷ」制度はそのようなことが起こらないような制度として作っていますので、非常に安全・安心な食品です。今後、このような制度がさらに定着すれば良いなあと思っています。

フランスのAOCを見てみますと、1930年頃からスタートしています。ブルーチーズのロックフォールは、さらに前からやっていますが、制度が固まるまでには時間がかかります。このように「きらりっぷ」制度が定着し、消費者が安心して購入できるようになるには、皆様方のご意見を制度に反映させながら色々な形で成長させていくことが重要ではないかと、色々な事件が起こる中で考えているところです。

先ほども申しましたが、本日は、今後の制度運営の検討に関しまして提案がありますので、そこに力点を置いて会議を進行させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員会の成立（忠津主幹）

次に、委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。本日は、当運営委員会委員8名のうち6名、浜館委員は少し遅れますが6名の出席であり、運営委員会設置要領第5の2の規定にあります基準、委員の2分の1を超えておりますことから、本委員会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、委員の皆様をご紹介いたします。（独）中小企業基盤整備機構北海道本部の清水委員長です。（株）ふく井ホテルの長屋委員です。（株）北海道百科の勝浦委員です。石川尚美チーズサロンの石川委員です。北海道漁業協同組合連合会の三好委員です。なお、酪農学園大学の樋元委員、ホクレン農業協同組合連合会の大西委員は、都合により欠席されております。

また、本委員会には、認証機関や研究機関の方々もオブザーバとして出席いただいておりますので、お手元の配席図でご確認願います。

次に、会議資料のご確認をお願いします。お手元には、資料1、1-1、1-2、2、3、3-1、3-2、参考資料をお配りしておりますが、資料の不足等がありましたら、お知らせいただきたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思っております。進行につきましては、清水委員長をお願いいたします。

○議事進行（清水委員長）

それでは、会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。最初に、（1）報告事項についてです。事務局から、「平成24年度の主な取組実績について」説明願います。

○（忠津主幹）

平成24年度の主な取組実績について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。平成23年度の運営委員会で、道産食品独自認証制度の普及拡大に向けた基本的な方向を議論していただき、取り組むべき方向が整理されておりますので、この資料は、その基本的な方向に沿って記載しております。

最初に、「認証基準」についてです。まず、「認証マーク表示基準」の一部改正については、事業者からマークの意味が分かりづらいので、マークの意味を説明する文言を付け加えることが出来るようにしてほしいとの要望があったことから、昨年3月の委員会にお諮りして、マークに説明文の併記が可能となるように改正したところです。

2点目は「エゾシカ食肉関連組合との打合せ」についてです。この件は昨年3月と前回の運営委員会でもご報告しておりますが、「きらりっぷ」の認証に関して、エゾシカ肉加工食品について認証を取得したいとの希望が寄せられており、道では、組合との打合せを進めてきております。現在、組合では認証取得に向けて準備を進めており、北海道HACCP評価の取得が問題でしたが、昨年秋にエゾシカ肉の処理施設2箇所が北海道HACCPの段階6の評価を受けました。今春までに、新たに2社が評価を受ける予定となっております。また、組合では肉質基準づくりも進めているところであり、その中で基本的なデータ類も整理しております。しかし、対象食品を何にするかがしぼりきれていないため、まだ時間を要するという状況にあります。来年度に入りましたら、改めて認証の可能性についてご検討をいただくことになると思いますので、その際にはよろしくご願ひいたします。

続きまして、「認証数」についてです。現在、「きらりっぷ」認証品の数は、35社、60品であり、非常に伸び悩んでいる状況です。何とか認証数を増やしたいので、食品関係の組合や企業等に対する働きかけを行ってきておりますが、なかなか進まない状況にあります。

続きまして、「効果的なPR」についてです。資料には「商談会やイベントでのPRの強化」、「包括連携協定等に基づく協働事業の実施」、「認証品を対象とした販売支援の強化」、「広報の充実」の4項目を記載しておりますが、初めの2項目については別の資料でご説明いたします。

資料1-1の「商談会やイベントでのPRの実績について」をご覧ください。上段にありますように、今年度の緊急雇用創出事業により「道産食品プロモーション事業」を実施しており、「きらりっぷ」の関係事業として、オフィシャルブック2013を作成中です。また、PR活動では、8月の土、日曜日の4日間、札幌駅前通り地下広場でPRを実施し、9月のさっぽろオータムフェストでは、食の王国北海道広場というブースを設け、「きらりっぷ」コーナーで認証品の試食販売等を実施しました。

また、下段に、その他のイベントの実施状況一覧表を載せております。PR活動は、包括連携協定を締結している企業のイベントなどで実施することが多いのですが、初めて、東京にあります「北海道倶楽部」でのPRも実施しました。これは北海道ゆかりの在京の経済界、官界の方々を中心となっている団体ですが、その交流会において、道東京事務所の職員からオフィシャルブックを配布し、制度や商品を紹介するという取組を行いました。

続きまして、資料1-2の「包括連携協定等に基づく協働事業の実績について」をご覧ください。この協働事業については、民間企業等から公共サービスに資する企画や提案をいただき、それを協働で実施していくという仕組みです。2種類ありまして、一つは包括連携協定を結び、食に限らず観光など様々な分野の取組を総合的に進めるもの、もう一つはティアップ事業として、特定の事業について協働して行うものです。最近では道の予算も限られておりますので、このような包括連携協定などを活用した協働事業に力を入れております。

まず、包括連携協定に関してですが、イオン北海道(株)のお歳暮カタログに、「きらりっぷ」制度の紹介や知事のメッセージを掲載し、「きらりっぷ」商品や道産登録商品を紹介する特集頁を作っていました。

また、生活協同組合コープさっぽろと道は、2月に新しい包括連携協定を結んでおります。従来は森林整備に限った協定でしたが、新たな協定では「安全・安心な食の振興」という項目も加わり、道施策商品の取扱いや、「きらりっぷ」制度等のPRについても取り組んでいただけることとなっております。今後、具体化に向け協議することとしております。

続きまして、ティアップ事業による協働事業ということで、4点ほどまとめております。

1点目は、首都圏の飲食店「北海道はでっかい道」の3店舗において、一昨年の11月から「きらりっぶフェア」を開催し、制度のPRや認証品の提供、販売を実施しております。

2点目の(株)JR東日本リテールネットについてですが、昨年7月の約1か月間、首都圏を中心とする駅内コンビニなど約900店舗において「北海道ナツキタキャンペーン」を行い、制度のPRや懸賞賞品として認証品のプレゼントを実施しております。

3点目は、京都にありますウエスティン都ホテルでの取組です。昨年9月末から約1か月間、道産食材を活用した「北海道フェア」を開催し、その会場で認証品の販売や制度PRを実施しております。

4点目は、ジャルパック(株)との取組です。昨年10月から6か月間、全国各地からの北海道旅行商品の中に愛食レストランを巡るコースを設定し、パンフレット等での制度や認証品などの紹介、参加者への認証品プレゼントを実施しております。初めての試みのため参加者は多くはなかったようですが、ジャルパックでは5月から引き続き6か月間、従来のルスツ・小樽コースに十勝川・札幌コースを加えて2コースを設定していただき、取り組んでいただけることになっております。以上で説明を終わります。

(清水委員長)

事務局からは、平成24年度の実績としてPR活動の詳細な報告がありましたが、ただ今の説明に関し何かご質問はございませんか。

(勝浦委員)

資料1-1によると、PR活動では試食も行っているようですが、その際のお客さんの反応はいかがでしたか。

(忠津主幹)

試食を行うと、高い効果が得られることが実感できました。普段は認証品の展示やパンフレットの配布だけのことが多いのですが、試食を行うことによりお客様と会話をしながら商品のポイントもPR出来る点が良いと思います。オータムフェストの場合は、ラーメン、納豆、魚醤油の3業者に出店していただき、大変評判が良かったところです。来年度は、道庁赤れんが前での愛食フェアにも認証事業者が参加できるよう取り組み、出来るだけこのような機会を増やしたいと考えております。

(勝浦委員)

オータムフェストなどでの試食は、定期的に毎年実施するのですか。

(忠津主幹)

23年度、24年度には、経済部で所管している緊急雇用創出事業の基金を使用して事業を実施してきており、来年度も基金を活用して実施する予定ですが、それから先については未定です。

(勝浦委員)

消費者との貴重な接点の場なので、その際にはアンケートなどもとっておくと状況の変化なども把握出来ると思います。毎年実施することが大切だと思います。

(清水委員長)

他に意見がないようでしたら、報告事項につきましてはこれでご了承いただき、続いて審議事項に入ります。①の「平成25年度の主な取組(案)について」事務局から説明願います。

(忠津主幹)

資料2に基づきご説明いたします。資料には3項目を記載しております。初めに予算事業として「きらりっぶ普及拡大事業」を実施することとしております。先ほど申し上げました緊急雇用創出事業の経費も含め約250万円の事業です。内容としましては、運営委員会開催に関する

る経費のほか、制度の普及拡大に関する経費として、オータムフェストへの出展、道民の方々への認知度調査を実施します。また、「きらりっぷ」マークは商標登録しておりますが、商標登録の期間10年が終了しますので、更新登録を実施します。

次に、「きらりっぷ」制度及び認証品のPRの実施についてですが、24年度の実施を踏まえながら、本制度の普及拡大に向けたPR活動を実施してまいりたいと考えております。特に、包括連携協定事業、タイアップ事業については、24年度実施事業の多くが25年度も継続して実施していただけるよう調整しておりますが、庁内関係部局と連携しながら、新たな協働事業にも取り組めるよう努めて参りたいと考えております。

次の本制度の運営についての検討につきましては、後の議題の中でご説明させていただきたいと思っております。

(清水委員長)

事務局からは、平成25年度においても、24年度と同様に各種イベント等でのPR、包括連携協定等を活用した協働事業などを計画しているとのことでした。ただ今の説明に関し、何かご質問、ご意見はございませんか。

(長屋委員)

商標登録取得による制度運営の手法もありますが、その他にも方法はあると思っております。道の条例で当制度を明確に定めることも一つのやり方だと思います。

「きらりっぷ」マークにしても、使用方法などについては要綱の中で規定しているだけであり、条例により明確に定めていません。このようなことは大きな問題だと思います。やはり要綱で定めるのではなく、条例の中で明確に認証制度自体やマークの運用を規定するべきであると思っております。

農林水産省でも認証制度の動きがありますが、国の法律が出来る前に、地方での枠組みが出来上がれば、それはより大きな意味になります。これは二つ意味があります。一つは商標登録しなくても、条例で定めることにより、マークは知的財産として有効となるからです。もう一つは、曖昧な制度は抜け穴もあるため、やる気がないとしぼんでいく。その意味で制度を進めていくためにも、マークであろうがその他の項目であろうが条例による縛りが必要です。

フランスでは、基準は全て法律の付帯事項となっており、官報に掲載されます。チーズなどは毎年法律を改正し、50年かけてようやく今の形となっています。当制度もそのような縛りが必要ではないかと思っております。

また、行政が萎縮しないためにも条例等で定めることが必要です。独自認証制度自体のうたい文句はきれいですが、根幹的に北海道で食と認証制度というものが、いかにして産業の発展に寄与するのかということの根本理念が希薄です。

その意味でも、認証制度のマークについて商標をとればよいということではなく、具体的に道の条例の中で盛り込めるような方法を考えるべきではないかと思っております。とりあえずは、商標の期限が切れるので、更新申請はかまわないとは思いますが、内部で検討する必要があることは、マークについてもそうですが、制度全体に関しても条例等で定めることにより普遍的なものとし拘束力を高めていかなければならないと思っております。

道も法律の専門部署もあるので、道独自の条例の中で制度を規定できないのか、他にも何か方法がないかなどについて精査してほしい。くどいようですが条例で定めることにより人が変わっても制度の方向性は変わりません。強い発言力と強い行動力を生み出すためにも考えることが必要です。

(清水委員長)

ただ今の意見として、マークについては条例で定めることにより、商標を侵害されることが少ないのではないかとということや、当制度の条例についてももう少し補強するところもあるのではないかと。難しいところもあるとは思いますが、制度とは常に改正し良いものにしていくべきであり、フランスのAOCも毎年のように改正して今の形に変えてきているということも参考にしたい意見でしたが、商標への意見についてはどうですか。

(忠津主幹)

本制度は、道の食の安全・安心条例に基づいて推進しておりますが、条例の中では「認証に関する制度の普及に必要な措置を講ずる」と書いているだけです。

条例の中には何をどこまで書くかという議論も必要であると考えております。この制度だけの条例であれば、場合によっては細かいことまでも書くことの検討は可能かもしれませんが、食の安全・安心条例は、関連施策だけでも20以上の取組があり、そのような位置づけの中では現実的には条例に位置づけることは難しいと思います。

また、商標登録はマークの保護を図るための制度です。道内での適用だけではなく、商標法に基づく商標登録により「きらりっぷ」マークを全国的に保護していこうという趣旨ですので、ご理解いただきたいと思います。

また、現在、地域団体商標登録として、「十勝川西長いも」など農産物を中心に地名を冠した商品もありますが、国では、保護の強化が図られるよう、地理的表示保護制度という新制度の導入に向けて検討中です。昨年4月から研究会が開催され、8月には方向性を示した報告書案が出ておりますが、それ以降の動きが見られない状況です。この制度が出来れば従来の地域団体商標制度よりは保護が強化されることになるので、「きらりっぷ」との関係は依然として不明確ですが、利用の可能性について探っていきたいと考えております。

(長屋委員)

フランスのAOCやEUの原産地呼称制度についてですが、まず国がありその中に地方行政区があります、これは州や県のようなイメージですが、国やEUなどの上にあがっていくと定める制度は曖昧になります。一番大切なのは地方の制度です。ですから、「きらりっぷ」制度も同様に国の基準が出来ても、その基準以上の内容であればこちらの方が強いのです。マークの取扱いについても色々な方法があると思います。国の商標取得もありますが、それでも海外で真似されたらどうするのかといったことにもなります。一番重要なのは、地域の中でしっかりとした基盤のある法制度に則り目指していくということです。

私たちが委員として参加している理由は、当制度がこれからの食の北海道の中で、シンボルとしてうまく活用すれば、こんなに大きなスタートになるものはないという理念により参加しています。ですから理念の構築が重要です。どうしたらお金が儲かるかなどといったことまでも含めたような理念を打ち立てていかなければ、制度自体の方向性が異なってくると思います。

(清水委員長)

国では法律があり、それを支えるものとして施行規則や通達があり、それらにより制度を運営していますが、道では、条例に関してそれを補うような規則などがあるのでしょうか。

(忠津主幹)

国の法律は国会審議を経て成立しますが、施行令や施行規則、通達などは政府の判断で作成されます。このように国においても、国会の審議を受けるのは法律だけです。条例についても道議会の審議により決定されますが、それを具体的にどのように展開していくかということは知事部局の役割として位置づけられています。

条例の中で何を定めるかということについては、一定の限界があるのではないかと思います。ですから条例に定めなければいけないということではなく、制度をどのように進めていくかは私たちの取組の努力に係わってきますので、ご期待に添えるよう頑張りたいと考えております。

(清水委員長)

長屋委員よろしいですか。国の場合ですと、施行規則などを守らないと違反になりますが、おそらく道の場合も条例違反になるということになっていくと良いのではないかと個人的には思います。

他にご意見ございませんか。なければ、次に審議事項の2点目として、事務局から道産食品独自認証制度のあり方の検討について説明願います。

(忠津主幹)

資料3でご説明します。趣旨に記載しておりますが、当制度は創設後10年を迎えます。この10年を振り返りますと、認証を受けた商品の中で認証を廃止した商品もかなり多い、あるいは最近では認証数の伸び悩みなどの課題に直面していることもあることから、今年の秋にかけて、食品事業者や消費者等の方々の意見も調査しながら制度の点検・検証を実施し、その結果を踏まえて、ご検討いただきたいと考えているところです。

検討の前提としまして、食品事業者などから認証制度に対する意見・要望等を調査し、消費者の皆様からは認知度についての調査を実施したいと考えております。

また、先ほども申し上げましたとおり、条例に認証制度を普及させるということが書かれておりますので、商標の更新登録を行いながらPR活動を予定しております。

具体的な取組内容についてですが、食品事業者に何を聞くかということについては、これまで10年間の認証を踏まえたものでなければならないと考えております。そこで、資料3-1、3-2で本制度に基づく認証の状況を整理しましたので、まず、これらの資料でご説明いたします。

資料3-1の「制度に基づく認証の状況について」をご覧ください。

1の制度の趣旨についてですが、本制度は、安全で優れた道産食品の認証制度を実施し、消費者の信頼確保と北海道ブランドの向上を図る目的で実施しており、道産原材料の使用や生産工程、衛生管理、官能検査など、道が独自に設定した基準をクリアした選り抜きの食品を認証してきております。

2の認証の状況についてですが、これまで21品目の認証基準を設定しており、認証機関でこの基準の適合状況について審査の上、認証を実施しているところです。認証基準の作成品目としましては、当初は消費者の皆様希望を調査した結果を踏まえ、16年度には日本酒、ハム類など6品目、17年度には、そば、アイスクリームなど5品目の基準を設定しております。その後も毎年度2～3品目の基準を設定してきましたが、22年度以降は基準は作成しておりません。現在は関係組合などからの手挙げ方式を採用し、要望を受けて基準づくりを行っておりますが、最近はそのような要望がない状況です。なお、品目の前に☆印のついた商品は認証品がない品目です。

次に、これまでの認証品の累計を整理してみました。16年度に制度が始まり、当初は12品目でしたが徐々に増え、現在までに認証を受けた商品は17品目、103商品となっております。しかし、この間、認証を受けたものの廃止した食品も8品目、43商品あることから、現在は60商品となっております。認証廃止の理由としては、費用対効果の問題、道産食品登録制度への移行、販売方針の変更等となっております。

3には認証品の販売状況を整理しました。認証マーク使用枚数を認証事業者から報告していただいておりますので、その使用枚数の年度別推移を図表に表示しております。

棒グラフが使用枚数です。その推移を見ますと、16年度は3万5千枚程度でしたが徐々に増え、20年度は約157万枚となり、23年度には165万枚と過去最高を記録しました。

折れ線グラフは1商品当たりの使用枚数です。これも昨年度は、1品あたり約2万6千枚程度という数値となっております。

以上、きりりっぴ全体の認証の状況を見てみますと、認証品のない品目もありますし、認証を廃止した商品も多くありますが、現在の認証品については、ある程度の販売数を確保しており、本制度が定着しつつあるのではないかと考えているところです。

続きまして、資料3-2の「認証品目別の認証の状況について」をご覧ください。

資料には、認証基準別に認証の状況を整理しておりますが、まず、表の記載内容についてハム類で説明いたします。

ハム類につきましては、表の左端にありますように、平成16年6月4日に基準が作成され、対象はロースハム、ボンレスハムに限定されております。

次の欄の認証基準の概要につきましては、①北海道内で出生、肥育、と畜された豚肉で、生産した農場及び飼養管理の記録等が確認できるもの、②使用できる添加物の種類、量を制限、③添加物以外の副材料は、食塩、砂糖類、香辛料のみ、④北海道HACCPの段階5以上などの基準を設定しております。

次の欄の認証品数の推移は表にまとめております。上段が年度、次が事業者数、認証品数と続き、下段が認証品累計数です。これを見ますと、ハム類については、16年度には6事業者が12品の認証を取得しています。その後、徐々に増えてきましたが、18年度に1品が廃止されています。20年度以降は認証廃止品が増加し、最終的に24年度には5品のみとなったことがわかります。

右端の欄には、認証廃止品の状況について整理しております。ハム類は累計で19品が認証され、そのうち14品が廃止されておりますので、その廃止の状況について記載しております。14品のうち12品は年間平均販売数が少なく、そのうち6品が道産食品登録への移行、6品が費用対効果の関係での廃止となっております。また、廃止品14品のうち2品は、ある程度販売数がありましたが、販売方針の見直しで廃止されております。

以下、このような形で21品目の認証基準に係る認証の状況を整理しておりますが、他の認証品目についてはポイントのみ申し上げます。

ベーコン類、ソーセージ類は、ハム類と同様に販売数の少ないものなどの認証が廃止されており、その結果、現在、ベーコン類は1品、ソーセージ類はゼロとなっております。

ナチュラルチーズは、これまで6品が認証を取得しており、全て更新中となっております。

2頁目に移りますと、日本酒は、これまで9品が認証を取得しましたが、6品が廃止されております。このうち3品が官能検査をクリア出来ずに廃止となったことが特徴的です。

熟成塩蔵さけは、これまで17品が認証を取得しましたが、4品がそれぞれ個別の事情により廃止されております。

そばは、これまで3品が認証を取得しましたが、1品が原料の確保の問題により廃止されております。

みそは、これまで2品が認証を取得しており、現在も更新中です。

いくらには、これまで8品が認証を取得しましたが、1品が費用対効果の関係で廃止されております。

3頁目に移りますと、アイスクリームは、これまで5品が認証を取得しており、現在も更新中です。

ワインは、これまで1社の年度の違う商品5品が認証を取得しましたが、5品とも費用対効果の理由などにより廃止されております。

豆腐は、当初から認証品がありません。

納豆は、これまで1品が認証を取得しており、現在も更新中です。

以下、4頁にかけて、残り8品目の認証の状況を記載しております。これらの品目のうち、3品目は当初から認証品がなく、残り5品目は認証を取得した商品が更新を続けているという状況となっております。

以上、「きらりっぴ」全体や品目別の認証の状況についてご説明しましたが、認証廃止品の多い品目は廃止が集中しているものもあることから、その背景、理由など、また、当初から認証品がない品目は、どのような事情によるものなのかなどについて、更に整理する必要があると考えております。

資料3に戻りますが、このような認証の状況を踏まえ、3項目の調査を実施したいと考えております。

1点目は、現在の認証事業者への調査です。現在、認証品は35社で60品が製造されておりますが、複数の認証を受けている事業者が20社あります。複数の商品の認証を受けているということは、本制度にメリットがあるからであると考えております。このため、認証取得による販売面の変化やメリット、認証品製造・販売の苦勞、認証品数の増加の意向、認証制度への意見・要望などについて把握したいと考えております。

2点目は、認証廃止品が多い品目のハム類、日本酒などについてです。これらにつきましては関連組合等へ出向き、廃止品が多い背景や理由、当制度への意見・要望などについてお伺いしたいと考えています。

3点目は認証品が少ない品目についてです。これらにつきましても、関連組合等へ出向き、認証取得が少ない背景や理由、認証制度への意見・要望などについてお伺いしたいと考えております。

次に、(2)の消費者調査についてです。道が行いました平成21年度道民意識調査で、制度の認知度が5%弱と低く、課題となっております。しかし、それ以降のデータがないことから、委託事業の中で一般消費者の認知度データを調査することとしております。調査では、一般道民500人を対象に、認証マークや制度の認知度、認証品購入の有無やその理由などについて把握したいと考えております。また、札幌消費者協会で行われている認知度調査では5割～8割の方々が知っているという結果があり、こだわりの消費者には支持されているのではないかと考えておりますが、札幌市のデータしかないので、全道75箇所の消費者協会へアンケートを実施し、実態把握を行いたいと考えております。

以上の調査を行うことにより、本制度についての問題点などを浮かび上がらせ、データ等を整理した上で、委員会で検討していただくこととしております。

2枚目にスケジュールを記載しております。初めの項目であるデータの取りまとめは現在進めており、次の食品事業者への調査などは、今後準備を始めて6月頃までには整理、消費者協会へのアンケートについても同様のスケジュールで予定しており、7月頃には制度運営委員会を開催し、ご協議いただきたいと思いますと考えております。

道としては、これらの取組により、10年経ったこの制度の点検・検証を実施し、今後の制度のあり方をご検討いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(清水委員長)

事務局から、10年経った当制度の問題点、この中には認証数の伸び悩みなどがあるので、食品事業者への詳細な調査、消費者や消費者協会への調査を行うこと、その結果を踏まえて運営委員会に諮りながら、今後のあり方を浮き彫りにしていこうという考えについての説明がありました。この提案につきまして、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(三好委員)

中身が空洞化しているのではと感じます。結論はこの資料に書いてあると思います。費用対効果が感じられない、メリットがないとの意見があるように、認証されたものをどのようにして販売していくかということが問題です。制度の理念は良いが結果が伴ってきていません。知り合いにも認証事業者がいますが、効果がないと言っています。先日、ぎょれん東京支店の若手5～6人に、「きらりっぷ」について聞いてみましたが、知っている人はいませんでした。水産物の場合は、自社のブランドとして計画的に商品を製造し、販売先も既に決まっているため、その商品に「きらりっぷ」マークを付けたときに、今以上にどのような効果が生まれるのかということです。企業としては、そのメリットが感じられないので、このような結果になっていると思います。

ぎょれんでも、水産加工業者に「ぎょれんマーク」を付けてもらっています。基準は一緒ですが、漁連の職員が工場の点検などを全て行っており、これは当たり前のようにやっています。今はただ物を作って買ってくださいということはしていません。

生協さんなどが各浜で漁協などと様々な形で事業提携をしています。これはあのような取組の方が結果的には数字の面からは効果的なのだと思います。当制度は、理念は良いが結果が数字として残らないということが問題だと思います。

(清水委員長)

厳しい意見ではあると思いますが、結果は分かっているのではないかとこの意見です。この点についてどのような考えで調査を検討したのか、説明していただけますか。

(忠津主幹)

今回お示しした資料は、過去の記録とか認証機関への聞き取り結果などを整理しただけです。きめ細かく関連組合等を訪問し、実態をお伺いする必要があると考え、このように調査を実施したいと考えております。

(三好委員)

北海道自体が一つのブランドになっています。この上、「きらりっぷ」をどのように活かすのかということだと思います。

(清水委員長)

ご意見ありがとうございます。続きまして、浜館委員、何かありませんか。

(浜館委員)

基本的なことを教えていただきたいのですが、認証を取得するのにかかる費用はどれくらいですか。また、この商品はどういう人を対象に売っていこうと考えているのでしょうか。先ほどのお話しにもありましたが、北海道は一つのブランドになっていますので、さらにその中で優れた商品という位置づけで売るのであれば、ギフトやデパートで売るのがよいと思います。

消費者の立場から考えると、「きらりっぷ」はどこで売っているのかということを知りたいと思いますので、そのようなことについても明らかにしていただきたいと思います。

また、アンケート調査は無作為で実施していただきたいと思います。札幌消費者協会や私たちなどは官能検査に参加しており、「きらりっぷ」は知っていて当たり前ということもありますので、そのようなところは調査から外した方がよいと思います。

(清水委員長)

ただ今の意見で、商品がどこで売っているかというような販売マップについても、今後、必要かと思います。

(忠津主幹)

認証取得費用についてですが、新規申請は7万円、毎年の更新費用は5万円となっております。また、2品目以降の認証費用については、新規、更新ともに2万円です。ですから、新規に商品の認証を取得した場合は、年間1,000個売れたとすると、1個あたり70円加算されたこととなります。数が売れなければ厳しい状況になることは、間違いありません。

また、対象は誰なのかという議論についてですが、当初は、お歳暮などに使っていただくような、ハレの日に食べるようなものを認証しようという趣旨で制度が始まり、ハムや山漬けなどが中心でしたが、翌年度からは日配品が入っています。このため、対象者は商品の品目により異なってくるものと考えております。お歳暮、お中元をターゲットとした高級品については、そのような対応が必要ですし、普段から活用する日配品につきましては、量販店で売っていただくことが多いと思います。「きらりっぷ」商品全体で考えるのではなく、品目ごとに捉えることがより正確ではないかと思います。

また、「きらりっぷ」商品の販売店については、オフィシャルブックにも掲載しておりますように量販店でも扱っていただいておりますが、他の商品と一緒に「きらりっぷ」商品があると分かりづらいので、「きらりっぷ」商品のみを集めて販売していただき、その際に制度のPRをしていただくなど、売り方の工夫が必要であると考えております。

次に、アンケートについてですが、対象者500人の選び方は、まず地域を選定し、その電話帳などから抽出する無作為方式により実施する予定です。また、地域の消費者協会へのアンケートについては、札幌以外での認知度の状況がよくわからないため、一度情報を整理をしたいと考えて実施するものです。

(清水委員長)

続きまして石川委員お願いします。

(石川委員)

当委員会にはかなり初めの頃から参加していますが、最初はトップ商品を認証していくとの考えでした。しかし、官能評価にも参加していますが、実際の対象商品は企業の商品の中でも中核を担っているような商品であり、トップ商品を認証品としていない場合があります。それ

らの商品にマークを付けて販売するという企業の考えもよくわかりません。「きらりっぷ」はトップ商品であったはずなのに、いつの間にか一般普及品に「きらりっぷ」マークを与えるようになっていきます。企業とすれば単にマークを付ければ売れるのではないかとこの考えもあると思われ、企業に対しての不満もあります。

「きらりっぷ」の本来の意味をきちんと説明し、一般品を普及させるために「きらりっぷ」があるのではない、お歳暮やハレの日などに使用するものであるということをお伝えされていないから、中核品のようなものを出してきて、結果として売れないということになっているのではないかと思います。

日配品はあってもいいとは思いますが、その商品は、他より高価であるというものであれば良いのですが、マークをとっている商品とそうでない商品が同じような値段で売っているのであれば、「きらりっぷ」の意味がありません。

また、初めは売ることにはあまり考えていなかったような印象があります。価値のある、レベルの高い、道が認めた商品ですということを紹介するだけであり、「きらりっぷ」を売ることには協力しませんということにはなかったと思います。最近では、事業者からの要望があり、売ることまで踏み込んだお手伝いをしており、それは良いことと思いますが、徐々に当初の考えからずれてきているような気がします。このずれにより一般普及品の認証をするようになると、今は「十勝ブランド」などのような地域の認証品が山ほどあるので、その中に埋没してしまい、「きらりっぷ」は北海道のトップ商品ということではなくなり、他のブランドとの戦いみたいになってしまいます。このような、当初の「きらりっぷ」のイメージと現状との違いが、今の伸び悩みにつながってきているという気がします。

(清水委員長)

大変貴重なご意見をありがとうございます。トップ商品か、あるいは一般商品で行くのかというご意見でしたが、私もそうであったような気がしてきました。16年当時はそのような考えでしたが、その後、みそなどの認証基準ができ、日配品も加わってきたという気がします。

10年経った今、どういうコンセプトでこの制度を整理していくのかということが問われているかなと思います。このようなことが、色々な調査をすることにより鮮明に出てくる可能性が高いので、今後、委員会でも、どちらかに整理していくということも合わせて、ご意見を伺っていききたいと思います。

(忠津主幹)

理念がずれてきているのではないかとのご意見に関して、制度を作った頃に携わった人からは、この時、この日だけという食品を作るものであると聞いたことがあります。しかし、実態として、翌年度にはもう異なる状況になっており、この制度はかなり混乱して運用されてきたのではないかとこの気がします。

また、販売に力を入れた理由については、これまでは認証基準づくり、イベントでのPRが中心でしたが、事業者のアンケート結果を見ますと販売面を何とかしてほしいという強い要望もありますので、23年度からはこちらの方向にも力を入れています。

本制度については、元々想定されていなかった品目を入れたことにより、混乱したという状況はあるかとは思いますが、現在までに21品目の認証基準を設定して推進しており、一定の定着も見られる中で、今の時点で制度の見直しをどこまで出来るのかということは、大きな課題ではないかと考えております。これらのことにつきましては、今後、調査結果をお示しますので、その段階でさらに検討していただきたいと思いますと考えております。

(勝浦委員)

売る側として店舗に「きらりっぷ」商品を並べていますが、マークは目立つのですが光っていないという感じです。先ほどの事務局の意見とは違いますが、「きらりっぷ」をまとめてアピールするのが良いのではなく、それぞれの商品のカテゴリーの中で勝っていかないとダメです。それがプライス中心の店で並んでいるので、そのようにいかないだけで、売る店、売る場所を選定し、お客様が商品を選び、食卓にあがるまでをどのようにプロデュースしていくかという

ことが非常に大事だと思います。

また、ギフトについては、今まではカタログで選ぶことも多かったのですが、やはり自分で食べて美味しいし、安心だから送りたいという、元々の原点に戻ってもよいような商品であると思っていますので、特別な日などに食べるような機会づくりが必要だと思います。

商品のおいしさを実感できるような機会である試食は、大事だと思います。

(清水委員長)

ありがとうございました。商品化や販売の仕方が重要であるということが、今のご意見で痛感させられました。

(長屋委員)

事業者や消費者への調査については、やらないよりもやった方がよいと思います。また、先ほどの石川委員の意見に賛成です。

認証基準の中には一般消費者と専門委員による官能検査がありますが、この制度で大事なものは専門家による検査です。官能検査は日本酒やチーズなどは比較的優しく、納豆は難しいなど品目により違いはありますが、専門家の方々はまだもう少し高度な評価をすべきであると思います。日本酒の検査で落ちた商品があるということは、申請すれば良いというものではないことの現れであると思います。

また、道でも他の部局がどのように関わっているのかということが出てきません。当制度は、経済や衛生管理に関する事項など他部に関わるところが多岐にわたっていますが、制度の中で自分たちはこのようなことが出来るということを示すことが重要です。また、振興局についても、十勝は比較的熱心ですが、そうでない地域もあります。

当制度は民間と行政が一緒にならないと育っていかないので、そのためにも行政の役割は大切です。このため自分たちがこの制度についてどのような役割が出来るのかということをも局長クラス、部長クラスも交えて考えることが必要です。HACCPなども産業別に基準を作ることを検討してほしいと思います。

(清水委員長)

皆さんからの意見をいただきましたが、三好委員と浜館委員におかれましては、石川委員の意見を聞いてからまたお考えがあると思いますが、いかがですか。

(三好委員)

現在は、様々な地域ブランドがありすぎる気がします。石川委員がおっしゃるようにターゲットをもっと絞ることが必要で、原点に戻った方がよいと思います。

(浜館委員)

「きらりっぷ」の理念は分かりました。コープさっぽろでは、8月31日に「食べる大切フェスティバル」というイベントを開催しますが、「きらりっぷ」をPRするにはふさわしい場であると思います。その中では、独自認証である「北海道100」の商品をPRしますが、「きらりっぷ」はそれ以上のブランドであると思いますので、参加していただければと思います。ご検討ください。

(清水委員長)

続きましてオブザーバーの方々から、ご意見をいただきたいと思います。

(温井オブザーバー)

データの分析はよくできていると思います。我々は認証機関という立場もあるので、商品数や認証アイテムの拡大に関してはあまり積極的には取り組んできませんでした。これからは、それなりのノウハウも蓄積してきましたので、踏み込んだ対応をしていきたいと思っています。

当機関では独自認証制度と道産食品登録制度の両業務を行っており、認証から登録へ移行し

ている商品もかなり多いと思います。理由としましては、手数料が1万円という安さ、書類審査のみという簡便さ、マークの分かりやすさなどがあるとの意見を事業者から聞いておりますが、「きりりっぷ」の良さと道産登録の良さの相乗効果により、どちらも伸びていくような取組を行っていきたいと思っています。また、どちらの制度も道産原料を使用しています。道産原料は手間もかかるし、割高にもなります。消費者から見れば、食品としては良いということは分かりますが、普段はなかなか手が出ないという位置づけです。認証と登録のマークそれぞれが付加価値を与えるような制度になっていけばよいと思います。

また、アンケート調査についても中身をよく精査していきたいと思います。

(川村オブザーバー)

水産関係では、山漬け、いくら、魚醤油の認証品を取り扱っておりますが、この中で、複数の認証をとっている事業者がかなりいます。中には販売促進にならないということで辞めた事業者もいますが、複数の認証を取得している事業者は、単に販売だけでなく、官能検査で高評価を得ることにより社員の製造への意識が高くなることや、認証をとることによるステータスを大切にしているとの意見もあります。

販売も大事ですが、制定当時の理念もそうであれば、販売だけではなくステータスや当制度の企業としての捉え方なども考えてはどうかと思います。

(竹本オブザーバー)

20年度から担当しています。チーズは、小プラントや農家プラントで製造しており、販路も既に決まっていますので、より儲けたいという気持ちで取り組んでいないような気がします。

また、チーズは最近ブームになってきて需要があることや、北海道HACCPの取得には施設の改良も必要となってくることなどから、認証取得が進んでいないと思います。

(楨オブザーバー)

当制度は、認証の条件の一つに高い生産技術による商品特性がありましたが、当初から出てきた商品にはあまりセールスポイントのない商品が多かったので、残念に感じています。企業も努力されていますので、今後は当制度に合致した特徴的なトップ商品が出てくればよいと感じています。

(清水委員長)

委員及びオブザーバーの皆さんから、多くのご意見をいただきました。ありがとうございます。

最後に、(3)のその他についてですが、事務局から何かありますか。

(忠津主幹)

事務局からは特にありません。

(清水委員長)

皆様からの活発なご意見をいただきありがとうございました。本日の委員会はこれで終了いたします。次回に向けての良い調査と制度の根本について考え直していくことは重要かと感じており、次回は2時間程度では終わらないのではないかと感じています。ぜひ活発に審議する機会のようなものを設けていただければと思います。本日はどうもありがとうございます。

(忠津主幹)

清水委員長、議事進行、誠にありがとうございました。また、委員の皆様からも、ご意見、ご提言をいただき、どうもありがとうございました。本日皆様からいただきましたご意見等を踏まえ、調査等を実施してまいりたいと考えております。本日は大変ご苦労さまでした。